

三田市橋梁命名権者(ネーミングライツ・パートナー)募集要項

1. 事業の目的

三田市では、市管理の道路施設に名称を付けることができる権利(ネーミングライツ)の対価により、安全で安心な道路環境づくりを推進していくため、道路施設ネーミングライツを取得する企業等(ネーミングライツ・パートナー)を募集しています。

2. ネーミングライツの対価

- ・安全で安心な道路環境づくりへの支援を通じて社会貢献を行うことができます。
- ・企業名、店舗・事務所名、商品名のほか、ロゴマークを入れた名称を道路施設に表示することで、企業名等を幅広くPRすることができます。
- ・市のホームページでネーミングライツ・パートナーであることを紹介します。

3. 募集施設と概要

	橋梁名(所在)	架設年	橋長	幅員
	沢谷大橋 (三田市沢谷)	1990年	204m	車道13.5m、歩道7m
1)	 <p>関西学院大学神戸三田キャンパス</p> <p>西の谷池</p> <p>沢谷大橋</p> 			
				

4. 契約期間

原則3年以上

契約期間は、原則3年以上とし、これに1年単位で期間を加えることができるものとします。

※ 原則として更新に係る優先交渉権を付与します。（契約期間満了に当たり、優先交渉権を付与したネーミングライツ・パートナーに契約更新の意向を確認します。）

5. 応募書類

番号	提出書類
1	ネーミングライツ・パートナー応募申込書
2	誓約書
3	企業等の概要を記載した書類
4	印鑑登録証明書
5	登録事項証明書（商業登記簿謄本） ◎法人のみ
6	【個人】確定申告書又は収支内訳書（直近3か年分） 【法人】決算報告書又は事業報告書（直近3か年分）
7	納税証明書（直近1年分）

※証明書は発行から3か月以内のものに限ります。いずれも写し可。

6. 提出期間及び提出場所

(1) 提出期間 随時募集

(土日祝日を除き、午前9時から午後5時30分まで)

(2) 提出場所 三田市三輪2丁目1番1号

三田市 総務課 管財・広告係 TEL079-559-5034

7. 申込みに必要な要件

次の各号に該当しないものであること

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当するもの
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過しない者
- (3) 三田市から指名停止処分を受けている者
- (4) 市税その他の租税に滞納がある者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生又は再生手続きを行っている者
- (6) 三田市有料広告掲出の取扱いに関する要綱（平成18年8月1日施行）第3条第1項及び2項の要件に該当するもの

- (7) その他、公序良俗に反する行為を行う等ネーミングライツ・パートナーに相当でないと市が認める者

8. 募集の概要

(1) 対象者

公共施設の命名権者としてふさわしい法人格を有する企業、団体及び個人事業主。また、その企業等を代理する広告代理店事業者。

(2) 愛称について

愛称は、「●●●●●沢谷大橋」のように、「●●●●●」の部分に企業名又は商品名（ブランド名）等を表示することができます。

【注意事項】

- 1) 愛称を命名することができるのは、施設の一般的な呼称として用いられる愛称であり、市の条例等に規定する名称を変更するものではありません。
- 2) 利用者の混乱を避けるため、協定期間内の愛称の変更はできません。また、愛称が定着するまで、条例等上の名称を併記する場合があります。
- 3) 施設に付与する愛称は、施設の設置目的に反せず、施設にふさわしく市民に分かりやすく親しまれるものとしてください。また、次に掲げる事項のいずれにも該当しないものとします。

ア 法令等に違反するものまたはそのおそれのあるもの

イ 公の秩序若しくは善良の風俗及び慣習に反するものまたはそのおそれのあるもの

ウ 政治活動、宗教活動、社会問題、意見広告及び個人的宣伝に関するもの

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122号）第 2 条各号に掲げる営業を営む企業名等

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 5 号までに規定する暴力団等の利益につながるもの

カ ネーミングライツの付与の対象となる施設の公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの、愛称として適当でないと市長が認めるもの

(3) 募集金額

対象施設	募集金額	備考
沢谷大橋	15万円/年（税込）	

※1 金額は、消費税及び地方消費税を含んだものとします。

※2 原則として、会計年度ごとに、市が指定する日までに、当該年度分の料金の全額を支払うものとします。

- ※3 徴収したネーミングライツ料は原則還付しません。ただし、災害その他やむを得ない事由による契約の解除であると認めた場合は、返還について協議するものとします。

(4) ネーミングライツ料以外の費用負担等

ネーミングライツ料以外の費用負担区分については、次の表のとおりとします。

摘 要	費用負担	
	市	ネーミングライツ パートナー
看板・サイン表示の変更及び新設 ※1		○
協定期間終了後または協定解除後の原状回復		○ ※2
市が新たに発行するパンフレット等の印刷物、 市公式サイトを表示 ※3	○	

※1 看板・サイン表示の変更及び新設については、設置の可否を含めて協議します。

なお、これらは道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認を受けて工事することができます。また、同法第24条に基づいて工事の申請を行ってください。

※2 ネーミングライツ・パートナーの費用により変更を加えたものに限りです。

※3 パンフレット等の印刷物の表示更新は、市が実施します。ただし、変更は新規作成成分からとなります。

(5) 新名称使用開始時期

別途協議により決定

9. 選定方法

三田市が別途設置する「三田市ネーミングライツ審査委員会」において名称、金額、応募企業等を総合的に判断のうえ、優先交渉権者を選定します。

10. 選定結果の通知

決定後、応募者に文書で通知するとともに、決定したネーミングライツ・パートナーを三田市ホームページ等で公表します。

11. 契約の締結

決定したネーミングライツ・パートナーと市は、「ネーミングライツ協定書」を締結します。

12. その他

- 1) ネーミングライツの付与は、施設の所有権、管理権などには影響を与えません。また、

ネーミングライツを、第三者に譲渡または貸与することはできません。

- 2) ネーミングライツ・パートナーが設置した看板に係る維持管理は、全てネーミングライツ・パートナーがその責を負うものとなります。
- 3) ネーミングライツの付与の範囲など詳細については、ネーミングライツ・パートナー決定後に、市と協議のうえ、協定を締結します。なお、この協議においては、愛称についても修正等の調整をお願いする場合があります。

13. 問合せ先等

三田市 総務課 管財・広告係

電 話 079-559-5034

FAX 079-559-6877

e-mail soumu_u@city.sanda.lg.jp